

用語集

あ行

用語	説明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素のこと。 被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報のこと。（国民保護法第94条第1項）
e-ラーニング	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システムのこと。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能である。
NBC攻撃	「核兵器（Nuclear）」又は「生物剤（Biological）」若しくは「化学剤（Chemical）」を用いた兵器による攻撃のこと。
LGWAN (エルジーワン)	総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。国の省府間ネットワークである霞が関WANと相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。
応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償の下に物的な負担を求めること。

か行

用語	説明
緊急情報ネットワークシステム（通称：Em-Net（エムネット））	内閣官房が整備している、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体で緊急情報を双方向通信するためのシステム。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
緊急通行車両	交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限される場合に、公安委員会等で確認を受けて優先的に通行することができる緊急車両のこと。

用語	説明
緊急通報	武力攻撃が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために都道府県知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報のこと。
警戒区域	武力攻撃が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために設定する、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、立入り制限若しくは禁止又は退去命令を行うことができる区域のこと。
国民保護協議会	都道府県又は区市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、都道府県知事又は区市町村長に意見を述べる諮問機関のこと。

さ行

用語	説明
サーバランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
指定行政機関	政令で定める次の機関のこと。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている機関のこと。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第7号）
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている機関のこと。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号）
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する機関のこと。（国民保護法第2条第2項）

用語	説明
自主防災組織	<p>大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防火活動を実施することを目的に結成された組織のこと。</p> <p>なお、東京都地域防災計画においては、町会や自治会などを主体に結成されている地域の防火活動を担う組織を、「防災市民組織」と定義づけている。</p>
事態認定	<p>政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。</p>
ジュネーヴ諸条約	<p>1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4条約）のこと。</p> <p>武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済に当たる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約
生活関連等施設	<p>発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のこと。</p>
全国瞬時警報システム（通称；J-ALERT（Jアラート））	<p>弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。</p>

た行

用語	説明
対処基本方針	<p>武力攻撃事態等に至った場合に政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。（緊急対処事態に至った場合に定める方針は、「緊急対処事態対処方針」という。）</p>
ダーティボム	<p>放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のこと。核兵器に比べて小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p>

用語	説明
第一追加議定書	<p>第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーブ諸条約を補完・拡充するジュネーブ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。</p> <p>追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。</p> <p>これらは、1977年に作成されており、日本は、2004年8月31日（2005年2月28日発効）に加入している。</p>
東京DMAT	<p>大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。災害現場で救急隊と連携した医療活動を行うための専門的な研修を実施し、東京DMATを編成する病院を指定して実施体制を整えている。</p> <p>DMAT：Disaster Medical Assistance Team</p>
トリアージ	<p>発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。</p>

は行

用語	説明
武力攻撃事態	<p>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態のこと。</p>
武力攻撃予測事態	<p>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態のこと。</p>

や行

用語	説明
要配慮者	<p>発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を有する者。高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する方を想定している。</p>